

「椅子式マッサージ機事件」

東京地裁平成13年(ワ)第3485号事件
東京高裁平成14年(行ケ)第427号事件

シティユーワ法律事務所
弁護士 尾崎英男

<http://www.city-yuwa.com/ip-group>

平成20年7月31日

訴訟事件の概要

侵害事件(原告:東芝テック、被告:ファミリー)

H.13.2.23 東京地裁に提訴(民事29部)

特許1-5に基づき被告製品1-4の侵害を主張

H.15.3.26 東京地裁第一審判決

被告製品3, 4の差止と15億4744万円の損害賠償を認容

H.18.9.25 知財高裁控訴審判決(第18民事部)

被告製品3, 4の差止と1148万円の損害賠償を認容

無効審判事件(特許1)

H.14.8.19 特許庁無効審決

H.16.3.23 東京高裁請求棄却判決(第6民事部)

H.16.9.9 最高裁上告不受理決定により無効審決確定

特許2-4についても無効確定、特許5は無効理由なし

東芝テック株式会社
平成7年5月にエアバッグ式マッサージチェアを初めて発売



ソフトな面刺激で全身リラクゼーション。

ファミリー株式会社

ハイブリッド(平成11年1月発売) メディカルチェア i1(平成12年4月発売)



東芝テックのエアバッグ式マッサージ機の開発

従来商品化されていた椅子式マッサージ機

60年代：温泉，銭湯で使われたマッサージ椅子

80年代後半：松下電工が20万円台の家庭用高級マッサージ機を発売。もみ玉による背中、肩、首のマッサージ。

平成4年、東芝テックが新規事業として、ふくらはぎをエアバッグでマッサージするマッサージ椅子の開発を開始。ふくらはぎ（第2の心臓と言われる。）のマッサージ機はそれまでになかった。実際の商品でエアバッグをマッサージ機に利用したのは初めて。

平成7年5月第1号機発売

東芝テック製品の成功とファミリーの参入

東芝テック製品販売数

平成7年度 26,386

平成8年度 75,991

平成9年度 105,129

平成10年度 89,776

平成11年1月ハイブリッド発売

平成11年度 71,224

平成12年4月メディカルチェア i1発売

平成12年度 30,881

平成13年2月23日東京地裁に提訴

平成13年度 13,033

特許侵害事件

- ・原告は特許1－5の侵害を主張。そのうち、特許1と特許3が基本特許。
- ・提訴後、被告は設計変更(脚部の1対のエアバッグの一方を外した。被告製品3, 4)。原告は特許1について均等侵害を主張。
- ・第1審判決は被告製品1, 2の文言侵害と被告製品3, 4の均等侵害を認めた。
- ・被告は無効審判と同じ引例により権利濫用の抗弁を主張。
- ・特許庁は特許1, 3を無効としたが、第1審判決は無効審決の内容を見た上で権利濫用の抗弁を退けた。
- ・第1審判決は被告製品1－4について特許法102条1項に基づき15億4744万円の損害を認めた。
- ・控訴審では、無効審判、審決取消事件で特許1－4の無効が確定し、特許5のみの有効性が維持されたので、特許5について侵害(均等を含む)を認めた。損害については特許法102条1項に基づき同項但書の事情による控除割合を99%と認定し、1148万円の損害を認めた。

無効審判請求事件

- ・侵害事件の提訴後、ファミリーが特許庁に特許1-5の無効審判請求をした。
- ・特許庁は特許1, 3について無効審決、特許2, 4, 5については請求不成立の審決をした。
- ・特許1, 2, 3, 4の審決取消事件は東京高裁第6民事部に係属し、これらの特許をいずれも、進歩性なしで無効と判断した。
- ・特許5の審決取消事件は東京高裁第18民事部に係属し、無効理由はないとして、原告の請求を棄却した。(特許5に対しては全部で3回無効審判請求がなされたが、特許庁、東京高裁において、すべて理由なしとされた。)

特許第3012127号(特許1)

請求項1

- A. 空気袋と、この空気袋に対してエアを給排気するエア給排気装置とからなり、前記空気袋を膨張・収縮させてマッサージを行うエアマッサージ装置であって、
- B. 上方および前後端が開放されるとともに人体の脚部を載せる一对の凹状受部を形成し、
- C. 前記各凹状受部の相対向する側面には空気袋をそれぞれ配設した
- D. ことを特徴とするエアマッサージ装置。

発明の目的

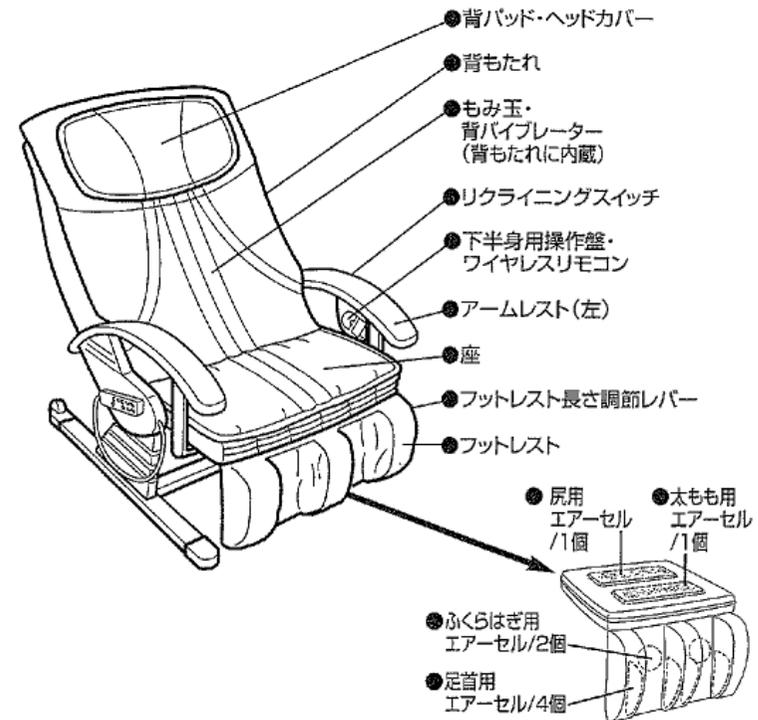
脚部に対する人手によるような十分な揉み効果を有するマッサージ装置の提供を目的とする。

発明の作用効果

- ①凹状受部の側面に設けた空気袋の膨張収縮により、脚部が両側から押圧、開放されるので、人手によるような挟み揉み効果がえられる。さらに、②凹状受部の上方、前後端が開放されているので、脚部を簡単に載せることができ、③凹状受部に脚部を載せて脚部をリラックスした状態でマッサージすることにより、マッサージの効果をさらにあげることができる。

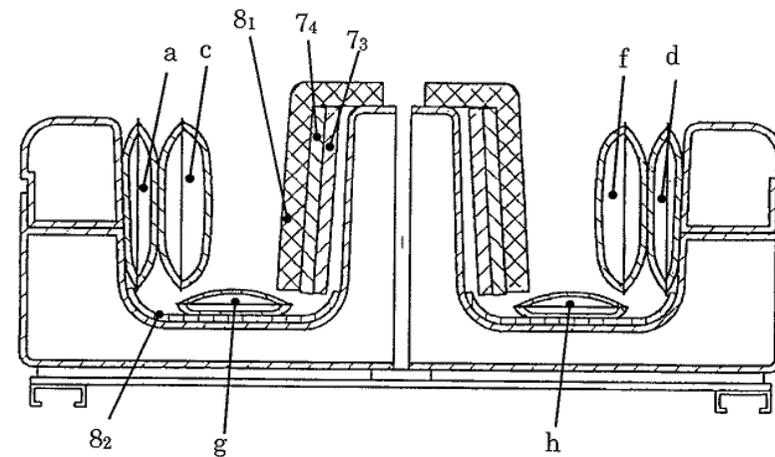
被告製品の構成とクレームとの対比

- 構成要件A
空気袋を膨張収縮してマッサージを行う。
- 構成要件B
上方と前後端が開放され、脚部を載せる一対の凹状受部
- 構成要件C
凹状受部の相対向する側面に空気袋をそれぞれ配設
- 構成要件D
エアマッサージ装置



設計変更製品による特許1の均等侵害
被告製品3, 4(設計変更品)の構成

- フットレストの脚載置部の外側の側壁に空気袋が設けられ、内側の側壁にはチップウレタン7とウレタンフォーム8が設けられている。
- 脚が載置された状態で空気袋が膨張すると、脚は内側側壁からも反作用による押圧を受けるので、脚に対して両側から挟みつけるマッサージ作用を行う。
- ウレタンフォーム等の柔軟性により、脚部は両側から同様の押圧力を受ける。



均等の問題

- 被告製品3, 4(設計変更品)は特許1の構成要件C「前記各凹状受部の相対向する側面には空気袋をそれぞれ配設した」を充足しない。
- 最高裁平成10年2月24日判決の均等の5要件
 1. クレーム中の対象製品と異なる部分が、特許発明の本質的部分でないこと。
 2. 同部分を対象製品の構成で置換しても、特許発明の目的、作用効果が得られること。
 3. 侵害行為時に、当業者が置換を容易に想到できたこと。
 4. 対象製品の構成が出願時に公知技術と同一、容易推考できたものでないこと。
 5. 対象製品の構成が出願手続中に意識的に除外されたなど特段の事情がないこと。

設計変更製品による特許1の均等侵害
東京地裁判決の均等の判断

- 置換可能性あり: 実質的に同一の作用効果を奏する。
- 置換容易性あり: ウレタンフォーム等の柔軟性は公知であるから、一方の空気袋をウレタンフォーム等で置換しても両側に空気袋を用いた場合と同様の作用効果が得られることは、被告製品製造時に容易に想到できた。
- 非本質的な部分か否か: 判決は、公知技術と比較したうえで、本件発明の特徴的部分は、構成要件Cの構成を有する凹状受部の側面に膨張収縮によってマッサージ作用ができる袋体を設けることにより、脚部の両側から十分な挟み揉み作用をする構成にあると認定した。その上で、凹状受部の相対向する側面に配設した空気袋の一方をウレタンフォーム等に置換した被告製品と本件発明の相違は、本件発明の本質的部分ではないと判断した。

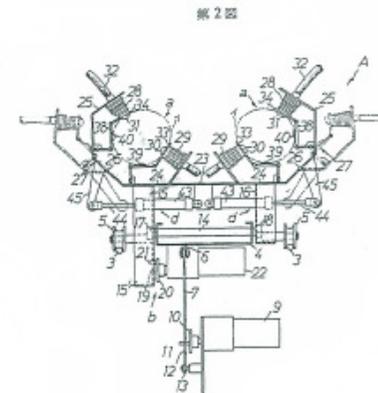
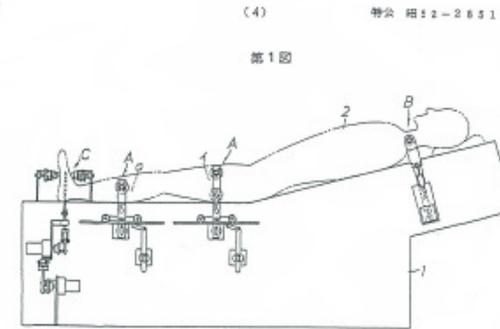
第1審判決の均等の判断について

- 侵害を回避する為に設計変更すること自体は特許法の認めるところであるが、均等侵害を回避できる設計変更になっているかどうかは問題。
- 均等の第1要件についての判断は、本件発明を公知技術と十分比較検討して、本件発明の特徴的構成を把握したうえで行われる(均等を認定する場合)。
- 第1要件の判断では、置換が発明の本質的部分に関係してなされているかどうか(空気袋が本件発明の本質的部分か)ではなく、クレームと対象製品の構成の相違内容(空気袋を両側に使用する構成と、一方をウレタンフォーム等で置換した構成の相違部分)が発明の本質的部分かどうかは問題。
- 第1審判決が均等を認めたのは、本件発明に対する裁判所の高い評価が前提にあるといえる。(特許1-4を進歩性なしと判断した東京高裁との違い)

無効論

引例1：特公昭52-28517（昭和52年7月27日刊行）

- 「指圧装置」
- 第1図の指圧台に利用者が仰臥し、大腿部とふくらはぎ部を指圧する。
- 大腿部を開放状態（点線）の抱持枠内に挿入し、同枠を閉じると（実線）、固定枠24と可動枠25に固着した指圧筒28, 29の指圧頭39, 40が大腿部に当接される。空気圧が指圧筒に給排気されると指圧効果が得られる。（第2図）



無効論

意匠公報第296760号(昭和44年7月25日発行)

- 「指圧椅子」
- 審判請求人は、指圧椅子の脚載置部の側壁に「でっぱり」が見え、それが「指圧椅子」であると主張。

特許庁
昭和44.7.25発行 意匠公報 9

296760 出願 昭 42.10.4 意願 昭 42-29110 登録 昭 44.3.26
制 作 者 竹 内 茂 夫 名古屋市港区木場町2
意 匠 権 者 竹 内 鉄 工 株 式 会 社 同 所
代 表 者 竹 内 茂 夫
代 理 人 弁 理 士 大 矢 重 一

意匠に係る物品 指圧椅子

正面図



背面図



斜視図



無効論 東京地裁判決の判断

特許1の発明は凹状受部の側面の空気袋の膨張・収縮により十分な揉み効果が得られるようにすることを目的、課題とし、また、凹状受部の上方を開放させることにより脚部を簡単に載せることができる。これに対し、引例1は、従来の指圧装置の課題、すなわち単に指圧頭を身体に向けて間歇的に押圧するだけであると、身体が指圧力の作用方向に逃げてしまい指圧効果が損なわれるという課題(引例1第1欄34-37行)を解決することを目的とし、可動枠25を開いて脚部を載せた後可動枠を閉じて指圧装置を動作させる構成を採用している。したがって両者は解決しようとする課題が異なり、特許1の発明を引例1から容易に想到することはできない。また、引例2については、脚載置部に指圧子が存在すると認められないので、引例2を考慮してもその判断は左右されない。

無効論

特許庁審決の判断

特許1の発明と引例1の一致点

「押圧子と、エア給排気装置からなり、前記押圧子を膨張・収縮させてマッサージを行うマッサージ装置であって、前後端が開放され脚部を位置させる一対の凹状受部を形成し、前記各凹状受部の相対向する側面には膨張により脚部を挟み付ける押圧子をそれぞれ配設したマッサージ装置」

相違点a

本件発明が押圧子を空気袋としているのに対し、引例1では「指圧頭が固設された指圧筒」である。

相違点b

本件発明では凹状受部の「上方が開放され」、かつ脚部を「載せる」のに対し、引例1では「可動枠25が開くことで上方が開放され」、かつ脚部を「抱持し得る」としている。

相違点の判断

- a. マッサージ装置として、指圧頭が固設された指圧筒を押圧部材とするものと、空気袋を押圧部材とするエア式があることは一般に良く知られているから、どちらを採用するかは当業者の適宜選択しうる事項である。
- b. 引例2には、上方と前後端が開放された一対の凹状受部に脚部を載せる指圧椅子が開示されている。引例1, 2は共に指圧装置の技術分野に属するから、引例1に引例2の技術を適用するのは容易。

本件発明の作用効果は、引例1, 2及び周知技術から当業者が予測できる程度のものである。

無効論

東京高裁(第6民事部)の判断

・ 審決の相違点aの判断について

- (1) 空気圧を利用した指圧式マッサージ機も、空気袋を利用したエアマッサージ機も種々出願され(乙1-15)、本件出願当時周知であった。
 - (2) 指圧とマッサージが一応区別されるものであるとしても、人手によるさまざまな療法が古来周知であるから、これらを人手でなく、機械により実現しようとする場合、技術的に可能な限り、人手による場合に倣って、狭い当接面積を押圧(指圧)する部材を設けることも、広い当接面積を押圧する部材を設けようとすることも、きわめて自然に出てくる発想であって、これらのいずれを採用するかは当業者が適宜選択できる設計事項である。
- 「当然のことながら、このような発想を抱くことの困難性と、当該発想を技術的に実現することの困難性は別であるから、このような発想を技術的に実現したものに特許権が認められることは、十分ありうる。しかし、それは、当該技術的困難をいかに解決したかを開示し、かつ、その開示に見合う範囲においてだけ特許を求める場合に限られる。本件発明1がこのような場合に当たるものでないことは、明らかである。」

無効論

東京高裁(第6民事部)の判断(続)

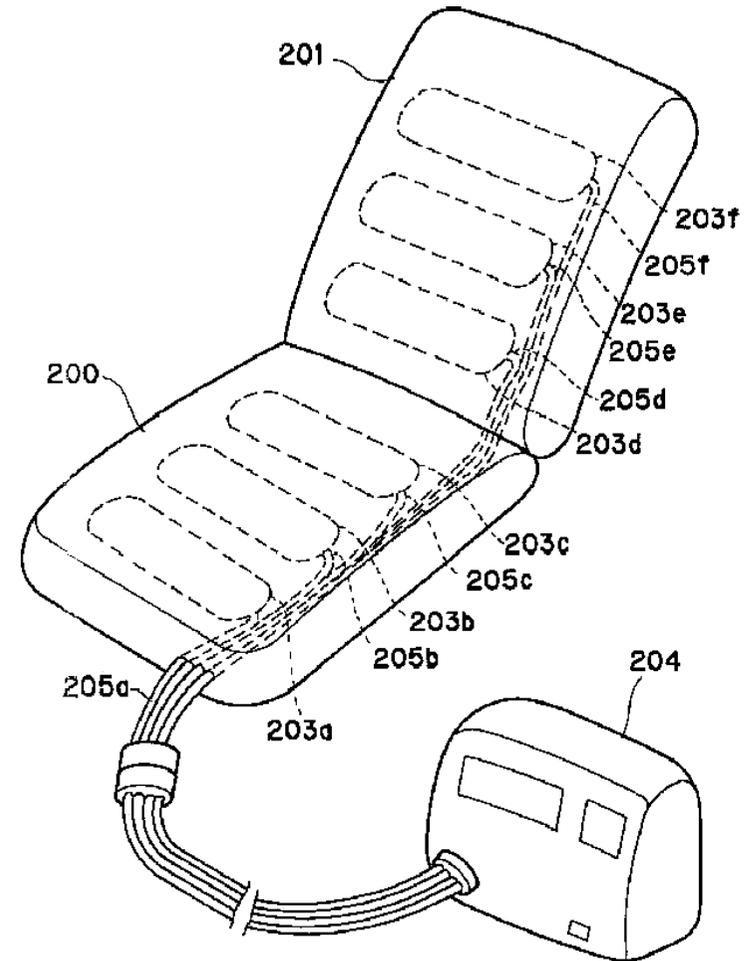
■ 審決の相違点bの判断について

- (1) 引例1の課題は身体が指圧力の方向に逃げないようにすることであり、本件発明1の凹状受部の目的は脚部をリラックスさせ、マッサージ効果をあげることにある。また、本件発明1の凹状受部と引例1の凹状受部では、形態が大きく異なり、さらに、引例1の枠部は長手方向にも可動な機構である。したがって、引例1の凹状受部を引例2の凹状受部の形態にすることには阻害要因があるといえる。
- (2) しかし、「およそ、指圧装置ないしマッサージ装置において、製造技術上問題なく、製造コストが許す限り、人体に当接ないし近接する箇所に、押圧部材を設けようとする事自体は、当然であり・・・、そうすると、引例1の、脚を側面から押圧する押圧部材を設ける部分を、同じく脚を側面から押圧するのに適した引例2の発明の一对の溝状の脚載置部の形状とすることに、なんら阻害理由はない。また、これに伴い、引例1では、人体脚部の長手方向に往復移動する押圧部材をそうしないようにしたり、また、開閉する引例1の凹状受部を、開閉しないようにすることも、より簡易な機構にするものであるから、やはり困難なものとは認められない。」

特許庁・東京高裁の無効判断について

相違点aの判断に関して

- 空気袋を利用したエアマッサージ機が周知という認定は証拠に基づいているか？
乙1-15は右図のような例。空気袋で対象部位を挟んでマッサージする公知例はない。
- 高裁は人手による療法に倣って機械化しているかのようと言うが、ふくらはぎを両側から空気袋で挟んでマッサージするのは、人手による療法と違う。ふくらはぎをマッサージする機械は本件出願前に存在しなかった。



特許庁・東京高裁の無効判断について(続)

相違点bに関して

- ・特許庁が引例1, 2は共に指圧装置の技術分野に属するから、引例1に引例2の技術を適用するのは容易と判断したのに対して、東京高裁は、阻害要因があると指摘している。
- ・ところが、高裁は、引例2の溝状の脚載置部は、引例1と同じく脚を側面から押圧するのに適しているから、引例2の脚載置部を引例1に適用するのに阻害理由はないと述べ、上記の阻害要因の指摘を覆した。しかし、引例2には脚を側面から押圧することは開示されていない。
- ・さらに、高裁は、引例1の押圧部材を設ける構成より引例2の脚載置部の構成のほうが簡易な機構だから、引例1の機構をより簡易な引例2の機構とするのに困難はないと、証拠に基づかない裁判官の意見を述べている。

特許庁・東京高裁の無効判断の基本的な誤り

- ・本件発明は当たり前という考えが根底にある。
- ・無効の理由付けは証拠に基づかず、後知恵によるもの。

東芝テックのマッサージ機事業のその後

- 東芝テックの販売数はさらに減少し、本件の裁判手続が終わったころ、事業部は廃止された。
- 東芝テック製品の販売がファミリー製品と比べて振わなかった理由
 - (i) ファミリーの販売する、「エアバッグ＋もみ玉」方式がより消費者のニーズにあった。もみ玉の技術については松下電工の特許があったので、東芝テックは特許問題を解決するまで「もみ玉」の採用を控えていた。
 - (ii) 東芝テックにとって、マッサージ機は初めての消費者向け製品で、独自の販売ルートを持たず、販売業者に販売を依存していた。
 - (iii) 製品のデザインなどで、ファミリーの方が優れていた。
- これらの問題は、東芝テックが基本特許を上手に活用することによって打開可能であった。しかし、本件特許が無効となったため、東芝テックが特許を活用して、市場で挽回する機会は永久に失われた。
- 本件特許が無効となって、市場では松下電工をはじめ多くのメーカーが「エアバッグ＋もみ玉」式のマッサージ機を販売するようになり、椅子式マッサージ機の市場はかつてなく大きな規模に成長した。ファミリーの会社規模も大きくなった。

特許制度は何のために存在するのか

- 社会(経済)の発展のためには技術、製品の開発、事業化が必要であるが、技術開発、事業化は大きなリスクを伴う。先発者の事業化の成功を見て、後発参入者が先発者の技術を容易に模倣できるのでは、リスクを冒して技術開発、事業化を行おうとする者はいなくなる。技術を模倣する後発参入者から先発者の事業を守るのが特許制度である。
- 東芝テックは平成4年にリスクをとって新規事業を開始し、製品開発、市場化に大きな成功を収めたが、技術を模倣した後発参入者に市場を蚕食されたので、これを防ぐために特許権を行使したのが本件訴訟であった。
- しかし、特許が無効とされたことによって、リスクをとって投資した先発者が事業を失い、後発参入者が先発者によって開発された技術と、大きくなった市場の恩恵を受ける結果となった。
- 特許制度が有効に機能していれば、東芝テックは投資を回収して大きな利益を上げることが可能であったが、本件は、日本ではリスクをとって新事業を開拓するよりも他社の成功に追随するほうが安全であることを実証してしまった。

(参考)東京地裁・大阪地裁の 特・実侵害事件新受件数の推移

<u>年次</u>	<u>東京地裁</u>	<u>大阪地裁</u>
平成8年	99	
9年	113	
10年	124	
11年	126	
12年	133	
13年	108	
14年	129	51
15年	141	36
16年	143	72
17年	125	72
18年	102	48